

横浜市放課後児童クラブ事業実施要綱

制 定 平成22年3月8日 こ放第 891 号（局長決裁）
全部改正 令和4年2月25日 こ放第 2124 号（局長決裁）

横浜市放課後児童クラブ事業実施要綱を次のとおり定める。

横浜市放課後児童クラブ事業実施要綱

横浜市放課後児童クラブ事業実施要綱（平成22年3月8日制定）の全部を改正する。

（目的）

- 第1条 この要綱は、地域の理解と協力のもとに実施する横浜市放課後児童クラブ事業（以下、「事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。
- 2 この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童健全育成事業」という。）として、児童に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とする。
- 3 事業の実施にあたっては、法、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第49号。以下「条例」という。）及び横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（平成27年2月26日こ放第930号。以下「届出要綱」という。）のほか、この要綱の定めるところによる。
- 4 事業の実施に伴う補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付要綱（平成18年3月2日福子放第10191号。以下「補助金交付要綱」という。）に定める。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱において「放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）」とは、事業の運営主体（以下「運営主体」という。）が条例及びこの要綱に定める事項を備えた良好な衛生環境及び安全性を備えた、事業のための施設等において、専任の職員により事業を行い、かつ、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱（令和4年2月25日こ放第2124号。以下「決定要綱」という。）に基づき、クラブが所在する区の区長（以下「区長」という。）が適当と認めたものをいう。
- 2 この要綱において「支援の単位」とは、クラブにおける育成支援であって、クラブを利用する児童に対して一体的に行われる集団の規模をいう。
- 3 この要綱において「対象児童数」とは、当該クラブを毎日利用する児童の人数に一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数をいう。
- 4 この要綱における用語の定義は、前項に定めるもののほか、法、条例、補助金交付要綱、決定要綱の例による。

（運営主体）

第3条 運営委員会が運営主体となる場合は、クラブの運営にあたり次の各号を行うものとする。

（1）運営委員会には以下の役員を設置し、所管する業務を行うこと。

ア 委員長

イ 副委員長

- ウ 会計
- エ 会計監査
- オ その他必要な役員

- (2) 運営委員会の意思決定は総会を開催して行うこと。総会の開催等に必要な事項は、各運営委員会において定めること。
 - (3) 各年度2回以上総会を開催し、予算、決算及び運営に必要な事項について審議すること。
 - (4) 予算、決算については、原則として区長に提出する前に総会に付議すること。
 - (5) 総会を開催した場合は、議事録を作成し、希望する保護者等の縦覧に供すること。
 - (6) 運営状況について、保護者や学校等に積極的に情報提供を行うこと。
- 2 法人が運営主体となる場合は、前項第4号、第5号及び第6号に準じた内容を行うものとする。

(対象児童)

第4条 事業の対象児童は、横浜市内に在住し、かつ、小学校に就学している児童であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) その保護者が、労働等により、放課後に当該児童が帰宅する時間帯（学校休業日（日曜日を除く。）にあつては、当該時間帯に相当する時間帯）に、家庭にいないこと。
- (2) その保護者が、健康上の理由等により、昼間家庭にいても当該児童の健全育成ができる環境にない状態であること。

(事業内容)

第5条 事業の実施にあたっては、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- (2) 児童の活動への意欲と態度の形成
- (3) 遊びを通じた児童の自主性、社会性、創造性の向上
- (4) 児童の活動状況の把握と児童の家庭との日常的な連絡及び情報交換
- (5) 学校との迅速な情報交換と日常的な連携
- (6) 地域及び関係機関との連携
- (7) その他児童の健全育成に関して必要な活動

(開所日及び開所時間)

第6条 クラブは、次の各号に規定する日を除き毎日開所しなければならない。ただし、土曜日については開所しないことができるが、その場合でも原則として年間250日以上開所するよう努めなければならない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。）第3条に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 クラブは、次に掲げる時間帯において開所しなければならない。

- (1) 平日に開所する場合
放課後から午後7時まで
- (2) 土曜日に開所する場合
1日につき10時間以上かつ午後7時まで

(3) 学校休業日に開所する場合

1 日につき 10 時間以上かつ午後 7 時まで

- 3 前項の規定にかかわらず、当該日における利用する児童がいないことが確認できた場合は、事前に利用者へ周知したうえで、閉所又は開所時間の変更を行うことができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、区長がやむを得ないと認める場合は、臨時に閉所することができる。

(実施場所の基準)

- 第 7 条 事業を行う実施場所（以下「実施場所」という）は、条例第 9 条に規定される設備の基準を満たさなければならない。
- 2 条例第 9 条に規定される専用区画の面積の算定にあたっては、物置、便所等利用児童が直接活動において使用しない部分を除くものとする。
 - 3 実施場所は、次のいずれかの要件を満たす建築物の中において確保しなければならない。
 - (1) 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を得て着工され、検査済証を取得していること（検査済証と同等の建築関係法令適合状況を証明できる場合を含む）。
 - (2) 平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添の規定に基づき建築物の耐震性を判定し（以下、「耐震診断」という。）、耐震性が確保されていると判定されていること。
 - (3) 耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された建築物に対し、判定した際に用いた診断法に基づき、耐震性が確保されていると判定されるよう改修計画を策定し、当該改修計画に基づき耐震改修工事を行い、耐震性を確保していること。
 - 4 実施場所の近隣には活動に利用できる公園・広場等があることが望ましい。また、実施場所の近隣や通学路には広い歩道やガードレールが設置されているなど、安全が確保できていることが望ましい。

(支援の単位)

- 第 8 条 支援の単位は、対象児童数が概ね 40 人までとなるよう構成しなければならない。
- 2 対象児童数が 40 人を超える場合は、1 つの支援の単位の対象児童数が概ね 40 人までで構成できるよう、複数の支援の単位を構成しなければならない。この場合、それぞれの支援の単位ごとに属する児童を決めることとする。

(職員)

- 第 9 条 条例第 10 条に定める職員は、勤務時間内は専任とし、兼務しないものとする。
- 2 運営主体は、第 5 条に規定する事業内容を円滑に実施し、利用児童の安全を確保するため、別表 1 に規定する常勤職員の人数を雇用するものとする。
 - 3 前項における常勤職員は、週 30 時間以上勤務しなければならない。

(研修)

- 第 10 条 運営主体は、職員の資質向上を図り、第 5 条に規定する事業内容を円滑かつ安全に実施するため、職員に対し、障害児の対応をはじめとする、活動に必要な知識・経験を養うための研修を実施するよう努めなければならない。
- 2 運営主体は、条例第 8 条に定める職員の知識及び技能の向上と資質向上を図るため、横浜市が実施する人材育成研修について、職員の参加の機会を提供しなければならない。

- 3 運営主体は、関係機関が実施する研修について、職員の参加の機会を提供するよう努めなければならない。
- 4 運営主体は、職員が自発的、継続的に研修に参加できるよう、研修計画を策定しなければならない。

(安全管理)

第11条 運営主体は、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすこととし、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の危機管理についての対応マニュアルを作成するとともに、事故等の発生時に迅速かつ確かな緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努めなければならない。

(保護者会の開催)

第12条 運営主体は、保護者と協力して事業を実施するとともに、保護者の意見、要望等を踏まえた運営を行うため、利用する児童の保護者をもって組織する保護者会を設置し、保護者会を各年度に2回以上開催し、運営状況等について開示しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 運営主体は、事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについて、別に定める「横浜市放課後児童健全育成事業個人情報取扱特記事項」（平成18年3月福子放第10304号）を遵守しなければならない。

(調査又は報告)

第14条 区長は、本要綱に基づく適正な事業実施を維持するため、運営主体に対して、関係書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(留意事項)

- 第15条 第1条第2項に基づき実施する放課後児童クラブ事業と目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性を欠くものは、本事業に該当しない。
- 2 利用者の募集に当たっては、事業の公共性に留意して行うこと。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、別にこども青少年局長が定める。

附 則（令和4年2月25日こ放第2124号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月25日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

(経過措置)

- 2 当面の間、平成27年3月31日以前から存するクラブに対する第7条第3項の規定の適用については、同項中「しなければならない」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、第10条第4項中「策定しなければならない」とあるのは、「策定するよう努めなければならない」と読み替えて適用する。

別表1(第9条第2項)

常勤職員の最低雇用人数		
1つの支援の単位で運営しているクラブ		複数の支援の単位で運営しているクラブ
対象児童数 19人以下	対象児童数 20人以上	支援の単位ごとに最低1人
最低1人	最低2人	